

# バリアフリー社会の形成に関する 第2次基本計画



平成23年4月  
秋 田 県

<b>序 章 第2次基本計画の考え方</b> .....	1
1 基本目標 .....	1
2 基本方針 .....	1
3 計画の性格と役割 .....	1
4 計画の期間 .....	1
<b>第1章 バリアフリー社会の形成のために</b> .....	2
1 秋田県の将来像 .....	2
2 県民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進体制 .....	2
<b>第2章 秋田県の現状</b> .....	3
1 社会の動向 .....	3
2 少子化の現状 .....	3
3 高齢者の現状 .....	4
4 障害者の現状 .....	5
<b>第3章 前期基本計画の評価と課題、第2次基本計画の重点推進事項</b> .....	6
I 前期計画の評価と今後の課題 .....	6
1 ノーマライゼーション理念が定着した秋田 《こころのバリアの解消》 .....	6
2 安全、安心に生活できる秋田《すまい、交通・移動、まち、もの、情報のバリアの解消》 .....	6
3 共に支え合う秋田 《社会のバリアの解消》 .....	7
4 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田 《雪のバリアの解消》 .....	7
●前期基本計画数値目標の進捗状況 .....	8
II 第2次基本計画の重点推進事項 .....	9
●誰もが自分らしく暮らし、いつまでも使いやすい住まいづくりの推進 .....	9
●安全で便利な交通の確保、そして住まいから快適な地域生活への移動の推進 .....	9
●みんなにやさしく、安全で安心なまちづくりの推進 .....	10
<b>第4章 重点的にすすめる施策の方向</b> .....	11
I ノーマライゼーション理念が定着した秋田 .....	11
1 こころのバリアを解消するために .....	11
(1) 広報・啓発活動 .....	11
(2) 幼い頃からの福祉教育の充実 .....	12
(3) 共生社会の構築 .....	13
II 安全、安心に生活できる秋田 .....	14
1 すまいのバリアを解消するために .....	14
(1) 住宅のバリアフリー化の促進 .....	14
(2) 住宅のバリアフリーに関する相談体制の整備 .....	15
2 交通・移動のバリアを解消するために .....	16
(1) 交通機関等のバリアフリー化の促進 .....	16
(2) 誰もが利用しやすい交通機関の整備促進 .....	17
(3) 道路、交通安全施設等の整備 .....	18
(4) 高齢者や障害のある人の移動支援 .....	20
3 まちのバリアを解消するために .....	21
(1) 公共施設のバリアフリー化の促進 .....	21
(2) 民間生活関連施設のバリアフリー化の促進 .....	22
(3) 建物、道路、公園等の一体的な整備の促進 .....	23
(4) 安全・安心のまちづくりの推進 .....	24
(5) 商店街のバリアフリー化の促進 .....	26
4 もののバリアを解消するために .....	27
(1) 福祉用具・共用品の研究開発と普及促進 .....	27

5	情報のバリアを解消するために	28
	(1) 誰もがわかりやすい情報の提供	28
	(2) コミュニケーション手段の確保	29
Ⅲ	共に支え合う秋田	30
1	社会のバリアを解消するために	30
	(1) 支え合うしくみづくり	30
	(2) 相談支援体制の整備	31
	(3) バリアフリー推進のための人材の養成	32
	(4) 高齢者や障害のある人等の就業の促進	33
Ⅳ	雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田	34
1	雪のバリアを解消するために	34
	(1) 冬でも安心して歩けるまちづくり	34
	(2) 積雪期の安全で快適な生活	35
<b>第5章 これからのバリアフリーの推進に向けて</b>		<b>36</b>
	県民への期待	36
	事業者への期待	37
	市町村への期待	39
	県の取組み	39
	第2次基本計画において数値目標を掲げている施策の一覧	41
<b>資料編</b>		<b>42</b>
	用語解説	42
	◆「秋田県バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第2次基本計画）」策定の主な経緯	45
	◆秋田県バリアフリー社会形成審議会委員名簿	45
	◆秋田県バリアフリー社会形成に関する条例のあらまし	46
	◆秋田県バリアフリー社会形成に関する条例施行規則のあらまし	51

## 序 章 第2次基本計画の考え方

高齢者や障害のある人等を含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活ができるバリアフリー社会の実現は、すべての県民の願いです。これまでも県では様々な施策を実施してきましたが、少子・高齢化が急速に進行していることなどから、より一層のバリアフリー化を推進するため、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例を施行しました。

基本計画は、この条例に基づき、3つの基本方針に従ってバリアフリー社会の形成を目指すものであり、県民のみなさんと協働して進めていくための具体的な施策の推進方向とその内容を示すものです。

第2次基本計画（平成23年～27年）では、前期計画（平成15年～22年）の基本目標、基本方針、4つの将来像等の大きな枠組みは変更せず、重点的に推進する方向を示すとともに、主な施策等について必要な見直しをおこなっています。

### 1 基本目標

#### 誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会の形成

### 2 基本方針

- (1) 県民意識の高揚 県民一人ひとりがノーマライゼーションの心を持ち、あたりまえに支え合って暮らしていけるよう、意識の高揚を図ります。
- (2) 支援体制の整備 高齢者や障害のある人等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、支援体制を整備します。
- (3) 施設等の整備促進 高齢者や障害のある人等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるよう、施設等の整備を促進します。

### 3 計画の性格と役割

誰もが安全で快適に生活していくためには、「こころ」「すまい」「交通・移動」「まち」「もの」「情報」「社会」の7つのバリアや「雪」の克服など、その取り組みは広範にわたります。これまで県では、福祉・教育・建設交通など、関係各部署においてバリアフリー化に取り組んできましたが、この計画はそれぞれの取り組みをバリアフリーの視点で再構築し、体系的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

### 4 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間としますが、計画期間中に国の法改正や著しい社会情勢の変化等があった場合には、その都度、見直し等のチェックや修正協議を実施します。

# 第1章 バリアフリー社会の形成のために

## 1 秋田県の将来像

3つの基本方針に従い次の4つの将来像に向かって誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会を形成します。

### (1) ノーマライゼーション理念が定着した秋田

障害の有無や年齢、性別等の違いを越えて、県民一人ひとりがその人のもつ特性を理解し、社会の構成員のひとりとして、自分の意思で活動できる社会

### (2) 安全、安心に生活できる秋田

誰もが、円滑に移動するための手段が確保され、住み慣れた地域で安心して働き、学び、遊ぶことができる社会

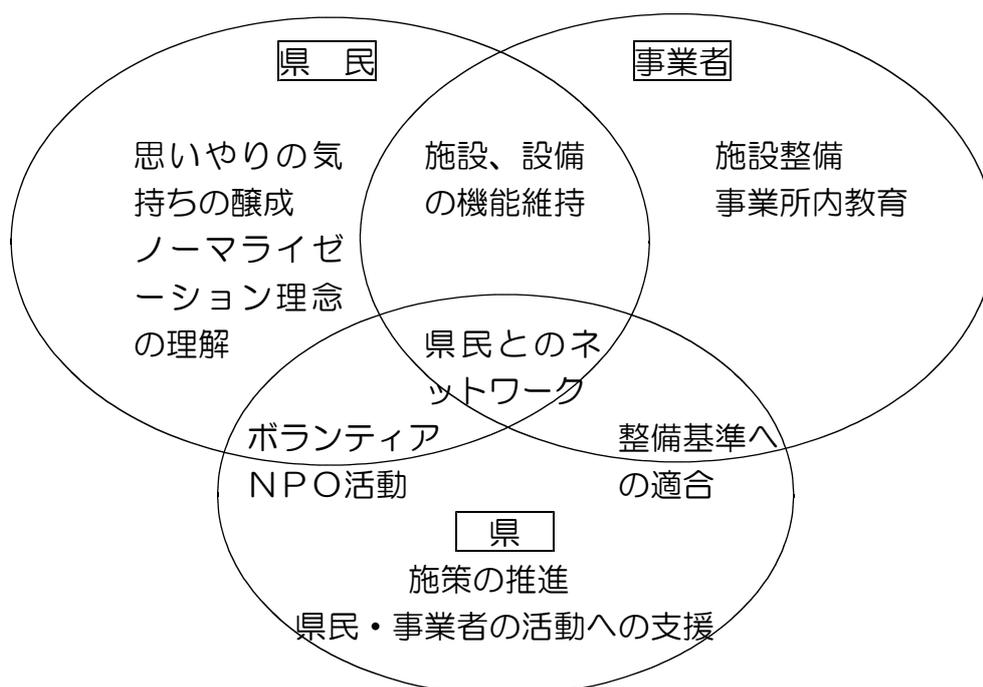
### (3) 共に支え合う秋田

誰もが相手を理解し、連帯して共に支え合いながら、心豊かに生きることのできる社会

### (4) 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田

雪の季節でも自由に移動できるとともに、地域で生活することを楽しみ、喜びを実感できる社会

## 2 県民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進体制



## 第2章 秋田県の現状

### 1 社会の動向

本県においては、人口の社会減・自然減が進行しており、全国平均を上回るペースで少子・高齢社会を迎えており、平成27年には、秋田県民の約3人に1人が65歳以上になると見込まれています。このような中で、高齢となり体の自由が利かなくなっても不自由を感じないで、可能な限り自立して生活できる社会を築くことが期待されています。

### 2 少子化の現状

#### (1)人口

秋田県の人口は昭和60年代以降ゆるやかな減少を続けており、平成23年2月には1,083,423人となっています。(秋田県調査統計課公表「秋田県の人口と世帯」を参照)

このまま推移すれば、平成32年には秋田県の総人口は100万人を下回ることが推計されています。

【表1 秋田県の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所平成18年12月推計）】

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
県人口	1,146千人	1,094千人	1,037千人	975千人	911千人	847千人	783千人
65歳以上	308千人	320千人	343千人	356千人	352千人	339千人	321千人
人口比	26.9%	29.3%	33.1%	36.5%	38.7%	40.1%	41.0%
全国人口比	20.2%	23.1%	26.9%	29.2%	30.5%	31.8%	33.7%

#### (2)出生数の推移

秋田県で、平成21年に生まれた子どもの数は7,013人で平成16年以降8千人を割っています。また、出生率は平成21年で6.4と、全国の出生率8.5よりも低くなっています。

【表2 秋田県出生数とその推移（人口動態統計）】

区 分	昭和60年 (1985年)人	平成2年 (1990年)人	平成7年 (1995年)人	平成12年 (2000年)人	平成17年 (2005年)人	平成21年 (2009年)人
県人口(A)	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,098,864
出生数(B)	13,633	10,992	9,995	9,007	7,697	7,013
秋田県出生率	10.9	9.0	8.2	7.6	6.7	6.4
全国出生率	11.9	10.0	9.6	9.4	8.4	8.5

出生率：人口千人あたりの出生数 (B/A\*1,000)

### (3) 合計特殊出生率の推移

人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は2.08ですが、秋田県の合計特殊出生率は1.29（平成21年）と大きく下回っていることから、人口の減少が続いていくことが予想されます。

【表3 秋田県合計特殊出生率とその推移（人口動態統計）】

区 分	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成21年 (2009年)
秋 田 県	1.69	1.57	1.56	1.45	1.27	1.29
全 国	1.76	1.54	1.42	1.35	1.25	1.37

合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子どもの数

## 3 高齢者の現状

### (1) 高齢者人口

高齢者人口、高齢化率ともに年々増加してきております。

また、「平成22年度高齢者数調べ（長寿社会課）」によれば、平成22年7月1日現在、秋田県の65歳以上の人口は321,336人となっています。

そのうち、75歳以上の人口は173,858人で、全体の16%にあたりますが、その人口、率とも伸びが著しくなっています。

【表4 人口構造とその推移】

区 分	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
	人	人	人	人	人	人
県 人 口 (A)	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,088,284
65歳以上 (B)	158,086	191,573	237,682	279,764	308,193	321,336
75歳以上 (C)	56,185	72,082	89,600	113,751	147,870	173,858
総 人 口 比						
65歳以上 (B/A)	12.6%	15.6%	19.6%	23.5%	26.9%	29.5%
同上全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	—
75歳以上 (C/A)	4.5	5.9	7.4	9.6	9.1	16.0

資料：平成17年までは国勢調査、平成22年度は総人口が秋田県の人口と世帯（調査統計課）、

65歳以上の人口については、長寿社会課調べ

## **4 障害者の現状**

### **(1) 身体障害児者**

身体障害児者の数は、平成22年3月現在57,373人で、年々微増しています。障害種別では、肢体不自由が35,224人（61.4%）で最も多く、次いで内部障害が13,246人（23.1%）で増加傾向にあります。

障害程度別では、重度（1級、2級）の人が全体の48.5%を占め、平成7年度の44.0%に比べて4.5ポイント増加しており、年齢階層別では、60歳以上の人 が83.6%を占め、平成7年度の61.8%に比べ21.8ポイントの増加となっていて、障害の重度化、障害者の高齢化が進んでいます。

### **(2) 知的障害児者**

知的障害児者の数は、平成22年3月現在7,666人となっており、年々微増傾向にあります。障害程度別では、重度、最重度、重症心身の人が、4,277人で全体の55.8%を占めており、平成7年度の48.4%に比べて大きく増加しています。

在宅、施設利用別にみると、在宅の人の割合は、40.4%で、平成7年度の43.9%に比べて減少しています。

### **(3) 精神障害者**

精神障害者の数は、平成22年3月現在20,854人となっており、ここ数年増加傾向にあります。

入院、通院別にみると、入院患者数は3,845人、障害者自立支援医療の利用者は、8,695人です。

### I 前期計画の評価と今後の課題

#### 1 ノーマライゼーション理念が定着した秋田 《こころのバリアの解消》

##### 【評価】

- 数値目標の「福祉教育副読本活用学校数の割合」、「障害児教育就学率」は、どちらも目標を達成しており、幼少期における福祉教育及び障害児者教育は順調に推移しています。
- 県内の約8割の小・中学校をボランティア協力校として指定し、学校を基盤とした児童・生徒によるボランティア活動の取組が進んでいます。

##### 【課題】

- 県民一人ひとりが、高齢者や障害者等への理解を深め、その社会参加に積極的に協力していくことが必要であり、学校教育、社会教育等の様々な機会を活用して、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るなど、県民の「意識啓発」に継続した取り組みが一層必要です。
- 聴覚障害者や内部障害者など、外見上気づきにくい障害に対する理解等を進めること、いわゆる「こころのバリアフリー」を引き続き推進していくことが必要です。

#### 2 安全、安心に生活できる秋田

##### 《すまい、交通・移動、まち、もの、情報のバリアの解消》

##### 【評価】

- 数値目標では、公共施設のバリアフリー化を除いて、概ね順調に推移しており、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の施行により、新設の生活関連施設については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備が進んできています。  
また、新築住宅を中心に、持ち家や賃貸住宅のバリアフリー化についても着実に進展してきています。
- 歩道や信号機の整備など、屋外歩行環境のバリアフリー化が進んでいる一方で、公共交通機関を利用できないなど、地域により移動に制約を受けている人がいます。
- 高速インターネットのアクセス基盤が全県域で整備されるなど、情報のバリアフリーが進展しています。

### 【課題】

- 公共施設、民間生活関連施設ともに、利用者や住民のニーズ、整備の効果等を踏まえて、行政や民間事業者が一体となって既存施設のバリアフリー化を進める必要があります。
- 高齢化が急速に進行しており、バリアフリー住宅の質的向上が必要です。
- 公共交通機関を利用できないなど、地域により移動に制約を受けている高齢者や障害者等の移動を支援するため、それぞれの地域ニーズに応じた移送サービスが提供されるように、行政や交通事業者等の関係者間で十分協議していく必要があります。

## 3 共に支え合う秋田 《社会のバリアの解消》

### 【評価】

- 数値目標の「障害者雇用数」は目標を達成しており、その雇用体制が整備されてきています。
- 市町村社会福祉協議会を中心に、見守り活動や日常生活の支援など、住民参加のネットワークが形成されています。

### 【課題】

- 県民のバリアフリーへの関心が高まっており、また、各地域のボランティアやNPO等の活動が活発化してきているため、この県民意識や活動のネットワーク化を図り、バリアフリー社会の実現に向けて、引き続き一体となり推進していくことが必要です。

## 4 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田 《雪のバリアの解消》

### 【評価】

- 数値目標の「消・融雪道路の整備」については、順調に推移しています。

### 【課題】

- 冬でも安心して歩けるまちづくりを進めるため、道路管理者や事業者、県民が連携し、歩道の除雪対策を継続して進めていく必要があります。

●前期基本計画数値目標の主な進捗状況

区 分		21年度 目標値	21年度 実績値	達成率 実績／目標
こ こ ろ	福祉教育副読本活用学校数の割合(%)	85	87	102%
	障害児教育就学率(%)	100	100	100%
	※特別な教育的支援を受けている児童生徒の割合			
住 ま い	住宅のバリアフリー化率(%)	67	66	99%
交 通 ・ 移 動	生活路線(バス等)総延長(km)	3,940	3,950	100%
	歩道整備率(%)	38.4	38.1	99%
	都市計画道路整備率(%)	56	56.8	101%
	歩道段差解消箇所等率(%)	76	75	99%
	「道の駅」整備箇所数(箇所)	27	29	107%
	道路案内標識整備箇所(箇所)	1,216	1,751	144%
	外国語併記の具有施設案内表示数(箇所)	76	76	100%
	視覚障害者用信号機設置数(箇所)	125	119	95%
ま ち	公共施設のバリアフリー化率(%)	26.0	15.6	60%
	県有施設のバリアフリー化率(%)	37.9	37.8	100%
	バリアフリー適合証の交付(件)	800	748	94%
	バリアフリーコーディネーター登録者数(人)	200	214	107%
	自主防災組織組織率(%) ※総世帯を自主防災組織がカバーする組織率	68.0	66.9	98%
	自主防犯活動実施団体数(団体) ※県内で継続して活動している団体	140	350	250%
	県民一人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> )	19.7	19.4	98%
	生活圏中心都市まで概ね30分の市町村数 (旧市町村単位：対象58)	57	57	100%
	コンビニ型保健福祉施設箇所数(箇所)	125	121	97%
情 報	高速インターネットアクセス基盤整備市町村数 (旧市町村単位：対象69)	69	69	100%
社 会	障害者雇用数(人)	2,450	2,513	103%
雪	消・融雪道路の整備(km)	198	200	101%
	(消・融雪施設等進捗率(%))	60.1	60.1	100%

※各データはH21年度目標に対する達成率で、小数点以下は四捨五入しております。

## II 第2次基本計画の重点推進事項

前期の基本計画では、4つの将来像にむかって、8つのバリア解消によるバリアフリー社会の形成を目指しています。第2次基本計画においても、この枠組みを維持しながら、前期計画の評価と課題を踏まえ、次の3項目を重点的に推進していくこととします。

### ● 誰もが自分らしく暮らし、いつまでも使いやすい住まいづくりの推進

高齢者や障害者等にとって、住宅は、そこで過ごす時間が長く生活の拠点ではありますが、その一方で段差などによる住宅内での事故や不満は増加傾向にあります。

そのため、高齢化が急速に進行している中で、生涯を通じてゆとりある生活を実現できるよう、「秋田花まるっ住宅ガイドライン」等を活用し、建築・福祉・医療等の専門職種が連携して住まいづくりをサポートする民間ネットワークを活用しながら、将来の介護負担軽減に配慮したバリアフリー住宅の普及啓発に取り組みます。

【具体的な施策】

#### ○公営住宅の改修

・老朽化した公営住宅を改修し、高齢化対応するとともに居住水準の向上及び建物の耐久性の向上を図ります。

#### ○秋田花まるっ住宅サポートネットワークの活用

・個々の住まい方や身体状況に合った適切な設計や施工が行われるように、建築・福祉・医療等の専門職種が連携して地域における住まいづくりを支援するサポートチームの活動を支援します。

### ● 安全で便利な交通の確保、そして住まいから快適な地域生活への移動の推進

高齢者や障害者等が、積極的に社会参加をしていくためには、さまざまな場所や施設への移動が不可欠です。

そのため、現在、低床バスの導入や乗合タクシーの運行、福祉車両を使用した移動支援など、市町村や事業者、NPO等により独自の取組が行われていますが、公共交通機関を利用できないなど地域により移動に制約を受けている人がいますので、まだまだ十分な状況ではありません。

これらを解消し、心豊かな生活を送るためにも、行政が秋田県の地域特性を生かした総合的移動支援の検討をすることが大切となってきましたので、行政と住民、交通事業者、ボランティアやNPOなどが協議・連携し、地域ニーズに合った効果的で利便性の高い移送サービスが提供されるように、外出を支援する交通・移動のバリアフリーを推進します。

## 【具体的な施策】

### ○生活バス路線等の確保

- ・バス事業者が運営する路線バスと市町村が運営する多様な路線が連携した生活交通の連携を促進します。

### ○人にやさしい道づくり

- ・高齢者や障害のある人等全ての人々が安全で安心して歩ける歩行者空間を整備します。また、快適な通行空間の確保や電線類の地中化を進めます。

### ○わかりやすい道路案内標識の整備促進

- ・快適で円滑な道路交通確保のため、利用者の視点にたったわかりやすい道路案内標識を整備します。

## ● みんなにやさしく、安全で安心なまちづくりの推進

公共の建物や商業施設、道路や公園など、たくさんの方が利用する生活関連施設は、できるだけ多くの人に利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた整備が大切です。

バリアフリー社会の形成に関する条例の整備基準は、この考え方を広く取り入れたものとなっていますが、事前協議に際しての適切な助言や広報啓発活動により、条例の趣旨をさらに定着させ、民間事業者等の理解と協力を得ながら、高齢者や障害者はもちろん、妊婦や子育て中の人などみんなにやさしいまちづくりを推進します。

また、県民を事件・事故の被害から守り、特に高齢者や子ども等への犯罪を未然に防止するため、地域住民の連帯による地域活動ネットワークも併せて推進します。

## 【具体的な施策】

### ○公共施設のバリアフリー整備

- ・既存の県有施設については、利用者の意見を取り入れながら計画的に整備を進めます。また、市町村施設については、施設整備に関する技術的支援や情報提供を行い、整備を促進します。

### ○地域安全ネットワーク活動の推進

- ・県民を事件や事故の被害から守り、地域の安全に対する不安を解消するため、地域住民の連帯による地域安全ネットワーク活動を推進します。

### ○自主防災組織の育成

- ・地域における防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ります。

### ○災害時要援護者避難支援プラン策定への支援

- ・市町村が定める災害時要援護者避難支援プランの全体計画について、必要な支援を行い、災害時における防災対策の促進を図ります。

## 第4章 重点的にすすめる施策の方向

### I ノーマライゼーション理念が定着した秋田

#### 1 こころのバリアを解消するために

私たちの社会は、子どもから高齢者まで、障害のある人ない人を含む様々な人で構成されています。

こころのバリアとは、障害のある人を特別視するなどの意識上の障壁をいいます。

ここでは、障害のある人が障害のない人と同じように社会生活を送り、社会活動に参加することが普通であるというノーマライゼーション理念の普及を広報等により図るとともに、学習の場を提供することにより、困っている人に気軽に声をかけ、手を差し伸べることが自然にできるこころ、障害があっても果敢に挑戦しようとするこころの醸成について取り上げます。

#### (1) 広報・啓発活動

##### 【目指すべき施策の方向】

- バリアフリーやユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションの理念が浸透するよう、広報・啓発を行います。また、市町村が実施するバリアフリーに関する広報・啓発活動についても支援します。
- バリアフリー社会の形成に功績のあった個人、団体を表彰し、バリアフリーを推進する優れた取組の普及を図ります。
- バリアフリーコーディネーターや、県民の様々な活動の事例発表、意見交換等の意識啓発についての活動を支援します。
- 施設のバリアフリーに対する理解を定着させるため、車いす駐車場「とめません」キャンペーンなどの啓発事業を実施・支援します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
秋田県バリアフリー推進賞	バリアフリー社会の形成に功績のあった個人、団体を表彰します。	福祉政策課	県
バリアフリーコーディネーターの活動支援	養成したバリアフリーコーディネーターの組織づくりと地域での啓発活動等を支援します。	福祉政策課	県民
車いす駐車場の不適正利用防止に関する施策	施設のバリアフリーに対する理解を定着させるため、車いす駐車場「とめません」キャンペーンなどの啓発事業を実施・支援します。	福祉政策課	県

## (2) 幼い頃からの福祉教育の充実

### 【目指すべき施策の方向】

- 子どもの頃から障害のある人と交流を図り、障害への理解を深め、豊かな温かいところを育てます。
- 総合的な学習の時間を利用した体験学習やボランティア活動等により、障害への理解を一層深め、自らバリアフリーへの取り組みができる人材を育成します。
- 一人ひとりの特性に応じた教育を推進し、明るくたくましいところを育てます。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
福祉教育副読本、「みんな大好き～福祉のころ～」の配布	小学校3年生全員に福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のころ～」を配布し、授業や学級活動で活用して、福祉教育の充実を図ります。	福祉政策課 教育庁	県
●上記施策の数値目標	○目標数値＝活用学校数の割合（％） ○平成21年度実績＝87％ ○目標値の考え方 幼少期の「福祉のころ」の熟成及び充実のためにも、計画最終年度までに90％以上の活用率を目指す。		
平成23年度	87％		
平成24年度	87％		
平成25年度	88％		
平成26年度	89％		
平成27年度	90％		
ボランティア活動協力校の指定	ボランティア活動協力校を指定し、福祉教育を推進します。	福祉政策課	県社会福祉協議会
ボランティア活動の推進	小さいときから自発的にボランティア活動に参加できるよう、機会を提供し、福祉のころを醸成します。	福祉政策課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
障害の種類や程度に応じた教育の推進	障害のある子どもについては、一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育に努めます。	教育庁	県 市町村
●上記施策の数値目標	○目標数値＝障害児教育就学率（％） ○平成21年度実績＝100％ ○目標値の考え方 今後も継続して障害の種類や程度に応じた教育に努める。		
平成23年度	100％		
平成24年度	100％		
平成25年度	100％		
平成26年度	100％		
平成27年度	100％		

### (3) 共生社会の構築

#### 【目指すべき施策の方向】

- 障害のある人のあらゆる社会参画を促進し、積極的に活動できる社会を構築します。
- 障害のある人が家庭や地域で安心して生活することができるよう、地域移行や地域生活支援の充実を図ります。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
レクリエーション・文化活動の促進	障害のある人の向上心や生き甲斐の高揚を図り、障害のある人に対する県民の理解を深めるため、制作品等の展示やコンサートなどの芸術文化活動を行う心いきいき芸術文化祭を開催します。	障害福祉課	県
障害者スポーツ活動の促進	障害のある人の仲間づくりや地域交流を図るため、日常的にスポーツ活動に参加できる環境の充実を図ります。	障害福祉課	県
障害者の地域生活の支援	障害のある人の社会生活能力の向上を図るとともに、社会参加と自立を支援します。 ①障害者社会参加推進センター運営事業 ②奉仕員（点訳、朗読、要約筆記）養成研修事業 ③社会参加促進事業（啓発普及、相談事業等）	障害福祉課	県 市町村

## II 安全、安心に生活できる秋田

### 1 すまいのバリアを解消するために

住宅は生活の基盤となる大切なところです。このため、住宅を建築するときは、高齢になっても、身体に不自由があっても住みよい生活空間となるよう配慮することが、望ましいことです。

すまいのバリアとは、段差などにより、住宅が使いにくい状態のことをいいます。

ここでは、体の自由が利かなくなっても安全に生活できるよう、バリアフリーに配慮した持家や賃貸住宅の整備を推進するとともに、住宅の相談体制の充実についても取り上げます。

#### (1) 住宅のバリアフリー化の促進

##### 【目指すべき施策の方向】

- 持家住宅（新築・改修）のバリアフリー化を支援し、公的賃貸住宅（公営住宅等）のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる優良賃貸住宅市場の整備を図ること等により民間賃貸住宅のバリアフリー化を促進します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
介護保険による住宅改修	要支援又は要介護者の住宅の段差解消等に対し、改修費が保険給付されます。	長寿社会課	市町村
公営住宅の建設	低所得で住宅に困窮する人の生活の安定と社会福祉の増進のため、国及び地方公共団体が協力して高齢者対応住宅を整備し、低廉な家賃で提供します。	建築住宅課	県市町村
公営住宅の改修	老朽化した公営住宅を改修し、高齢化対応するとともに居住水準の向上及び建物の耐久性の向上を図ります。	建築住宅課	県市町村
高齢者円滑入居賃貸住宅登録等	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度等を周知します。	建築住宅課	事業者

## (2) 住宅のバリアフリーに関する相談体制の整備

### 【目指すべき施策の方向】

- 高齢者総合相談センターや建築住宅センターなどの住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう、その周知に努めます。
- 住民の特性に配慮した住宅のバリアフリー化のため、関係者が協議しながら住宅の整備を進める各市町村の地域ケア会議の機能を充実強化するとともに、相談機関相互の連携を図り、住宅のバリアフリー化に関する総合的な情報提供に努めます。
- 「秋田花まるっ住宅ガイドライン」等を活用しながら、住宅のバリアフリーに関する情報を適切に提供し、将来の介護負担軽減に配慮した住宅の普及啓発に努めます。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
福祉・介護機器、住宅改修研修	ケアマネージャー等に対して、福祉介護機器や住宅改修の研修を実施します。	長寿社会課	県
秋田花まるっ住宅の普及	民間の協力を得ながら、誰もがいつまでも自立し介護を受けながら暮らし続けられる可変性（身体状況、ライフスタイルの変化等へ柔軟に対応可能）などに配慮した住宅の普及のための講習会、相談等を実施します。	建築住宅課	県
秋田花まるっ住宅サポートネットワークの活用	個々の住まい方や身体状況に合った適切な設計や施工が行われるように、建築・福祉・医療等の専門職種が連携して地域における住まいづくりを支援するサポートチームの活動を支援します。	建築住宅課	県

## 2 交通・移動のバリアを解消するために

私たちは日常、歩いたり、バスや自動車を利用したり、電車や飛行機を利用して様々な場所に出かけます。

交通・移動のバリアとは、歩道の段差や障害物があること、鉄道やバス等の設備が不十分なこと、案内表示が不十分なことなど、目的地まで円滑に到達することを阻害する障壁のことをいいます。

ここでは、高齢者や障害のある人を含む誰もが、円滑に移動するため、交通事業者と行政との連携のもとに行う、交通機関や道路、交通安全施設の整備について取り上げます。

### (1) 交通機関等のバリアフリー化の促進

#### 【目指すべき施策の方向】

- 鉄道事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を促すとともに、バス事業者や市町村が運行する低床バスの導入を支援します。
- 利用者の多い交通施設のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー新法に基づく市町村の「基本構想」の策定を支援します。
- 市町村が実施する駅前広場等の整備を支援します。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
鉄道施設のバリアフリー化の促進	市町村等と連携しながら、鉄道事業者による施設のバリアフリー化を促します。	建設交通政策課	市町村 鉄道事業者
低床バスの導入支援	バス事業者や市町村が運行する路線で使用する低床バス等の車両購入に対し支援します。	建設交通政策課	バス事業者 市町村
バリアフリー新法に基づく基本構想の策定の支援	交通利用者の多い重点整備地区が所在する市町村に対し、「基本構想」の策定を支援します。	建設交通政策課 都市計画課 道路課	市町村
街並み・まちづくりの総合支援	基盤整備事業の実施とあわせて駅前広場、駐車場等を整備し、駅周辺地区の都市交通を円滑化します。	都市計画課	市町村

## (2) 誰もが利用しやすい交通機関の整備促進

### 【目指すべき施策の方向】

- 市町村の地域公共交通会議や県の生活交通対策地域協議会等の意見をもとに、広域的・幹線的なバス路線の維持を図るとともに、市町村が運営するコミュニティバスや乗合タクシーの運行など地域の実情に合った生活交通への再構築を促進します。
- 路線バスの待合所の整備を促進するとともに、市町村が運営するバス等の停留所など乗継施設の整備を支援します。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
生活バス路線等の確保	バス事業者が運営する路線バスと、市町村が運営する多様な路線が連携した生活交通の構築を促進します。	建設交通政策課	バス事業者 市町村
●上記施策の数値目標	○目標数値＝生活路線（バス）総延長（km） ○平成21年度実績＝3,950 ○目標値の考え方 現時点では、暫定値（平成21年度目標値）であるが、今後、国土交通省の基本方針の目標等と整合を図りつつ、新たな目標値を設定することとする。 ※現時点では、暫定値		
市町村の生活交通対策の支援	地域の実情に合った生活交通を確保するため、市町村が行う試験運行を支援します。	建設交通政策課	市町村
バス待合所等の整備の促進	路線バスの待合所の整備を促進するとともに、市町村が運営するバス等の停留所など乗継施設の整備を支援します。	建設交通政策課 道路課	バス協会

### (3) 道路、交通安全施設等の整備

#### 【目指すべき施策の方向】

- 歩道の未整備箇所、段差や横断勾配のきつい箇所などにより自由に移動することができない状況を把握し、歩道の設置、段差の解消、舗装面の改修や電線の地中化等を進めます。
- 交通信号機については、音響式信号機の整備を計画的に進めます。
- 外国人を含む誰にでもわかりやすい案内表示の整備を推進します。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
人にやさしい道づくり	高齢者や障害のある人等全ての人々が安全で安心して歩ける歩行者空間を整備します。また、快適な通行空間の確保や電線類の地中化を進めます。	道路課	県
●上記施策の数値目標1	○目標数値＝歩道整備率（％） ○平成21年度実績＝38.1 ○目標値の考え方 過去3カ年（平成19～21年度）の実績により、年0.2％増とする。		
平成23年度 39.0			
平成24年度 39.2			
平成25年度 39.4			
平成26年度 39.6			
平成27年度 39.8			
●上記施策の数値目標2	○目標数値＝歩道段差解消箇所等率（％） ○平成21年度実績＝75 ○目標値の考え方 過去3カ年（平成19～21年度）の実績により、年1％増とする。		
平成23年度 78			
平成24年度 79			
平成25年度 80			
平成26年度 81			
平成27年度 82			
視覚障害者用信号機（音響式）の整備	視覚障害者等が道路を安全に横断できるよう、「青信号」であることを音で知らせる信号機を設置します。	県警察本部	県警察本部
●上記施策の数値目標	○目標数値＝設置箇所数（累積） ○平成21年度実績＝119 ○目標値の考え方 過去の実績を勘案して、年1箇所増とする。		
平成23年度 121			
平成24年度 122			
平成25年度 123			
平成26年度 124			
平成27年度 125			
「道の駅」の整備	「道の駅」としてバリアフリー化されたトイレを設置した公共の休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備します。	道路課	県

施策	内容	主担当課	実施主体
わかりやすい道路案内標識の整備促進	快適で円滑な道路交通確保のため、利用者の視点にたったわかりやすい道路案内標識を整備します。	道路課	国 県 市町村
●上記施策の数値目標 平成23年度1,810 平成24年度1,840 平成25年度1,870 平成26年度1,900 平成27年度1,930	○目標数値＝道路案内標識整備箇所（累積） ○平成21年度実績＝1,751 ○目標値の考え方 過去3カ年（平成19～21年度）の実績により、年30基増とする。		
公有施設案内表示の外国語併記	外国人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、公有施設案内表示の外国語併記を目指します。	国際課	県 市町村

#### (4) 高齢者や障害のある人の移動支援

##### 【目指すべき施策の方向】

- バリアフリー新法及び道路運送法の見直し等の動向、市町村単独の移送サービス事業等の実態を踏まえつつ、秋田県の地域特性にあった総合的移動支援方策を検討します。
- 地域事情に配慮しながら、新しい移送サービスとして、NPO等による福祉有償運送、過疎地有償運送等の実施を支援します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
新しい移送サービス、STSによる支援	バリアフリー新法、道路運送法等の関係法令の改正の動向等を勘案し、移送サービスのあり方について検討します。	福祉政策課 長寿社会課 障害福祉課 建設交通政策課	国 県 市町村 交通事業者
NPO等による移送サービスの実施支援	福祉・過疎地有償運送等の実施に向け、市町村による運営協議会の設置やサービスを提供するNPO等を支援します。	福祉政策課 建設交通政策課	県 市町村 NPO等
高齢者の移動支援	要介護者が通院等で介護タクシーを利用する場合は、介護保険により乗車・降車の介助が受けられます。	長寿社会課	市町村 (介護保険)
身体障害者の移動支援	重度身体障害者等の移動を支援するため、下記事業を推進します。 ①ガイドヘルパーの派遣、養成研修会の開催 ②盲導犬の給付実施	障害福祉課	県 市町村

### 3 まちのバリアを解消するために

私たちは、まちが、買い物の楽しみや文化的生活を享受できる便利な場であることを期待しています。

まちのバリアとは、建物や道路、公園などが一体的に整備されていないため、施設の機能を円滑に利用できないこと、バリアフリー化されたトイレの場所等の情報提供や買い物に付随する各種サービスが受けられないことをいいます。

ここでは、まちの一体的なバリアフリー化を図り、障害のある人だけでなく、妊婦、子ども連れの人など誰もが安心して外出でき、社会参加できるまちづくりの推進について取り上げます。

#### (1) 公共施設のバリアフリー化の促進

##### 【目指すべき施策の方向】

- 公共施設のバリアフリー化にあたっては、利用者の意見を取り入れ、誰にでも利用しやすい施設づくりを進めます。また、バリアフリー化された施設の機能を維持するため、施設所有者等の意識啓発に努めます。
- 県有施設については計画的に整備を進め、市町村施設の整備に対しては技術的支援や情報提供等に努めます。
- 県立学校については計画的に整備を進めます。市町村立学校についてはバリアフリー化整備を働きかけます。
- 公共施設等へ託児室や授乳コーナーを設置し、子育てバリアフリーを促進します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
県有施設のバリアフリー整備	不特定かつ多数の者が利用する既存の県有施設については、利用者の意見を取り入れながら計画的に整備を進めます。	関係各課	県
●上記施策の数値目標	○目標数値＝バリアフリー化率（％） ○平成21年度実績＝37.8 ○目標値の考え方 過去の実績を勘案し、計画最終年度には50%以上のバリアフリー化率を目指す。		
平成23年度	43		
平成24年度	45		
平成25年度	47		
平成26年度	49		
平成27年度	50		
市町村施設のバリアフリー整備	市町村の施設については、施設整備に関する技術的支援や情報提供を行い、整備を促進します。	福祉政策課	市町村
子育てバリアフリー対策の促進	公共施設等への託児室や授乳コーナーの設置、体育館等へのキッズスペースの整備及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等、子育てバリアフリー化の推進を支援します。	子育て支援課	市町村

## (2) 民間生活関連施設のバリアフリー化の促進

### 【目指すべき施策の方向】

- 施設新築の協議段階での指導・助言や「施設整備マニュアル」等を活用し、施主、設計者、施工者等の意識啓発に努めます。
- 条例に定める整備基準に適合する施設にバリアフリー適合証を交付します。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
バリアフリー改修への支援	生活関連施設のバリアフリー整備に対して支援します。	関係各課	県
バリアフリー適合証の交付	条例に定める整備基準に適合する施設にバリアフリー適合証を交付します。	福祉政策課	県
<b>●上記施策の数値目標</b> 平成23年度1,000 平成24年度1,100 平成25年度1,200 平成26年度1,300 平成27年度1,400		<b>○目標数値＝交付件数（累積）</b> ○平成21年度実績＝748 <b>○目標値の考え方</b> 過去の実績を勘案し、年100件増とする。	

### (3) 建物、道路、公園等の一体的な整備の促進

#### 【目指すべき施策の方向】

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、一定の区域を一体的に整備する事業の実施に合わせて、区域内施設のバリアフリー化を促進します。
- 地域のバリアフリーを推進するためには、面的な整備を視点に置く必要があり、施設の整備主体である関係機関の連携体制の強化に努めます。
- 公園やスポーツ施設の整備にあたっては、「バリアフリー社会の形成に関する条例」の整備基準のほか、国土交通省「みんなのための公園づくり～ユニバーサルデザイン手法による設計指針～」などに基づき、ユニバーサルデザインを視野に入れた整備の普及に努めます。
- 中山間地域に居住する人が、安心して生活できるよう交通移動手段の整備を推進します。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
都市再生整備計画事業等の各種まちづくり事業による中心市街地の整備	地域が主体となって、地域のまちづくり課題に取り組むために、都市再生整備計画事業や土地区画整理事業・市街地再開発事業等の活用により、個性豊かなまちづくりに向けた中心市街地の整備を促進します。	都市計画課 建築住宅課	県 市町村 民間
●上記施策の数値目標	○目標数値＝都市計画道路整備率（％） ○平成21年度実績＝56.8 ○目標値の考え方 国の公共事業費削減等の財政的な課題を勘案し、計画最終年度までに約6kmの街路事業整備を目指す。		
平成23年度	56.6		
平成24年度	56.7		
平成25年度	56.9		
平成26年度	56.9		
平成27年度	57.0		
都市公園の整備	少子・高齢化に対応した、くらしの質を高める豊かな生活空間づくりと福祉社会の形成及び活力と魅力ある地域づくりに資する都市公園の整備を推進します。	都市計画課	県 市町村
自然に親しめる公園等の整備	豊かな自然と親しみ、心がいやされる環境作りを推進します。	農山村振興課 森林整備課 河川砂防課 港湾空港課	県 市町村
生活圏30分形成のための道路の整備	地方生活圏の二次生活圏に定住しながら都市的便益を享受するために、中心都市まで片道30分程度、往復概ね1時間で移動できるよう、交通障害となっている生活道路の整備を進めます。	道路課	県

#### (4) 安全・安心のまちづくりの推進

##### 【目指すべき施策の方向】

- 住民・事業者等の自主的な防犯・防災組織の結成とその育成・強化に努めます。  
また、県民防災の日、総合防災訓練等の機会を通じて防災上必要な教育及び訓練を実施します。
- 公民館、学校等は、災害時の避難場所として活用されるため、高齢者や障害のある人等に配慮した整備を進め、障害者災害時対策の普及を推進します。
- 市町村の生活安全条例制定に向けて、情報提供等の支援をします。
- 地域安全ネットワーク活動を推進して県民を犯罪の被害から守り、地域の安全に対する不安の解消に努めます。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
自主防災組織の育成	地域における防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図るため、研修会の開催などによる自主防災組織の育成・強化や、県民防災の日訓練、総合防災訓練など、県民参加による実践的な訓練を実施します。	総合防災課	県
●上記施策の数値目標	○目標数値＝自主防災組織組織率（％） ○平成21年度実績＝66.9 ○目標値の考え方 計画最終年度までに全国平均レベルまで向上させることを目指す。 (参考) H21.4月現在の全国平均73.5%		
災害時要援護者避難支援プラン策定への支援	市町村が定める災害時要援護者避難支援プランについて、必要な支援を行い、災害時における要援護者の安全の確保を図ります。	福祉政策課	市町村
障害者災害時対策の推進	障害者災害対策について広く周知を図るため、障害者防災マニュアル（H18年度作成）に基づき、市町村や関係団体と連携しながら普及推進します。	障害福祉課	県
日本一安全で安心な県づくりの推進	秋田県安全・安心まちづくり条例の趣旨の実現に向け、県民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進、犯罪の起こりにくい環境づくり、安全・安心まちづくり推進体制の整備を図ります。	県民文化政策課	県

施策	内容	主担当課	実施主体
地域安全ネットワーク活動の推進	県民を事件・事故の被害から守り、地域の安全に対する不安を解消するため、地域住民の連帯による地域安全ネットワーク活動を推進します。 ①交番・駐在所と町内会等との連携強化 ②地域住民に対する地域安全情報の発信 ③子どもを守るパトロール隊の立ち上げ活動や交通事故防止活動等の地域住民による地域安全活動の支援 ④「子ども110番の家」設置拡充の支援と研修会開催による活動支援	県警察本部	県警察本部
子どもを守る緊急通報システムの整備と有効活用	学校周辺の通学路や児童公園等で事件、事故等に遭った場合、直接警察署に通報可能な緊急通報システムを設置しているため、システムを点検・整備し、操作訓練等を実施し、周知を図ります。	県警察本部	県警察本部
高齢者安全・安心アドバイザー事業	高齢者安全・安心アドバイザーが、高齢者世帯を訪問し、個別的に交通事故防止のための交通安全指導及び犯罪被害防止のための防犯指導のほか、高齢者が参加する各種催し等をとらえた交通安全指導等を実施します。	県警察本部	県警察本部
「なまはげ」少年サポート事業	児童・生徒を非行や犯罪被害から守るため、スクールサポーターを5警察署に配置し、少年の規範意識の向上を図るための非行防止教室の開催や、児童・生徒の安全確保に関する取組等への支援活動を実施します。	県警察本部	県警察本部
チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS24」事業	子どもの非行・犯罪被害防止や規範意識の醸成及び少年に関するSOSへの対応を図るため、県内全域を対象に24時間体制の相談対応や巡回活動及び非行・被害防止教室などを実施します。	県警察本部	県警察本部

## (5) 商店街のバリアフリー化の促進

### 【目指すべき施策の方向】

- 高齢者や障害のある人が利用しやすいよう、商店街等へのベンチや休憩所、トイレの設置等に対して支援します。
- 宅配サービス、商品ラベルの文字を大きくする等のサービスの充実を促進します。
- 接客対応や客とのコミュニケーション向上のため、商店街等が行う接客研修等の取り組みや活動を支援します。
- 社会課題に対応した秋田らしい新たなサービス業の創出を支援します。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
街なかの商業の活性化によるまちづくりの支援	市町村が策定する商業まちづくり活性化計画に基づき、高齢者にとって安全安心なまちづくり事業や、ベンチ、トイレ等の設置事業等、中心市街地の活性化に資する幅広い事業を、県と市町村が共同で補助し、商業の活性化によるまちづくりを促進します。	商業貿易課	対象は限定しないが、市町村経由の間接補助となる。
社会課題に対応した秋田らしい新たなサービス業の創出	独居高齢者のセキュリティー、シニア向け観光サービスや福祉タクシーなど、今後成長が見込まれる分野や、高齢者等の生活向上サービス事業の創出に支援します。	商業貿易課	商業・サービス業を営む事業者、NPO及びそれらを含むグループ

## 4 もののバリアを解消するために

私たちは、様々なものに囲まれて、それを利用して生活しています。  
体の不自由な人にはその機能を補うものとして、補聴器、盲人安全杖、義肢、車いすなどの福祉用具があります。  
もののバリアとは、このような福祉用具や日用品が実際の使用に当たって使いにくい場合があることをいいます。  
ここでは、使いやすい福祉用具の研究開発への支援、普及の促進、使い手に合わせて改良を加えるサービスの検討を取り上げます。

### (1) 福祉用具・共用品の研究開発と普及促進

#### 【目指すべき施策の方向】

- 民間事業者の福祉用具の開発を支援します。
- 福祉用具・ユニバーサルデザイン製品（共用品）のための展示場の充実を検討します。
- NPO 法人等が主催する福祉機器展等を支援します。
- 福祉用具関連事業者や作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等を対象とした研修を実施し、フィッティングについての技術を高めます。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
民間事業者の福祉用具等の開発研究への支援	産学官で実施する共同研究を支援します。	地域産業振興課	県
実用的な福祉用具・共用品の普及活用、展示	福祉用具を常時展示するとともに、研修により活用方法の普及を図ります。	長寿社会課	県（介護実習普及センター）
福祉用具貸与、購入費の補助等	障害のある部分を補って、高齢者や障害児（者）の日常生活等を容易にする福祉用具の貸与や購入費の補助、補装具購入費の補助を実施します。	長寿社会課 障害福祉課 健康推進課	市町村

## 5 情報のバリアを解消するために

私たちは、目や耳などの五感から、様々な情報を得ています。

情報のバリアとは、この情報入手が困難な状態のことを言います。

誰でもわかる情報であるためには、大きな文字、わかりやすい絵や言葉が必要です。障害のある人には、その特性に合わせて同じ情報が入るよう配慮することも必要です。

ここでは、障害に配慮したわかりやすい方法での情報提供やコミュニケーション手段の確保について取り上げます。

### (1) 誰もがわかりやすい情報の提供

#### 【目指すべき施策の方向】

- 観光関連施設等のバリアフリーに関する情報を提供し、県ホームページのアクセシビリティの向上を図ります。
- 高齢者や障害のある人など、誰もが情報を得られるように、文字の大きな印刷物やテレビの字幕放送、点字や音声広報の充実など表現や表示を工夫したわかりやすい情報提供を推進します。
- ITを活用した情報提供を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
- 民間事業者や市町村とともに、テレビ難視聴地域の解消や携帯電話等の利用地域拡大に取り組みます。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
あきたバリアフリーマップの運営	県ホームページで県内の生活関連施設のバリアフリー情報を提供します。	福祉政策課	県
県ホームページのバリアフリー化	音声ブラウザ対応等により県ホームページのアクセシビリティの向上を行います。	福祉政策課	県
声の広報、点字の広報発行	声の広報、点字の広報発行をします。	広報広聴課	県
文字情報の拡大	①県が作成するテレビ番組は文字、手話を挿入して放送します。 ②地上デジタル放送へ文字情報を提供します。	広報広聴課	県
点字等による即時情報ネットワークの提供	視聴覚障害者の社会生活向上のため、ニュースを点字、音声情報として提供します。	障害福祉課	県

## (2) コミュニケーション手段の確保

### 【目指すべき施策の方向】

- 点訳、朗読、手話通訳、要約筆記等ができる人材を養成し、情報の提供等の充実に努めます。
- 音声言語の不自由な人のためにトーキングエイド等の支給を促進します。
- コミュニケーションに不自由のある方の支援のために、日常生活用具等給付等事業により、必要な用具の支給を実施します。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
コミュニケーション支援する人材の養成	点訳、朗読、手話通訳、要約筆記等ができる人材を養成します。	障害福祉課	県 市町村
身体に障害のある人への情報サービス	点訳や音訳図書、インターネット等による情報提供サービスを実施します。	障害福祉課	県
日常生活用具給付等事業の推進	トーキングエイド、人工喉頭及び点字器等の用具の給付を実施し、日常生活における、コミュニケーションの不自由を解消します。	障害福祉課	県 市町村

### Ⅲ 共に支え合う秋田

#### 1 社会のバリアを解消するために

私たちは誰もが安心して生き生きと暮らせるように、互いに支え合ってきました。社会のバリアとは、支え合いのしくみが不十分なため高齢者や障害のある人等の社会参加がしにくい状態のことをいいます。

ここでは、住民相互の助け合いや交流の輪を広げるためのしくみ、制度を円滑に利用するためのしくみ、バリアフリー社会を支える専門的な知識技術を持った人材の養成のしくみなど、誰もが安心して快適に暮らすための支え合いのしくみについて取り上げます。

##### (1) 支え合うしくみづくり

###### 【目指すべき施策の方向】

- 市町村、社会福祉協議会を支援し、地域で支え合うしくみを充実します。
- 高齢者や障害を持つ人、子育て中の人などが地域の中で集い合い、気軽に助け合いや相談ができる場や体制づくりを推進します。
- 助けあいの活動が、県民の自主的な取り組みにより行われるよう、ボランティア・NPOを支援します。
- 県民総参加でバリアフリーを進めるため、ボランティアやNPO等のネットワーク化を図り、活動の輪が全県に広がるよう支援します。

###### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
地域福祉トータルケアの推進	高齢者・障害者・児童など誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域福祉におけるセーフティネットの再構築を進めます。	福祉政策課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
ボランティアの養成、登録、派遣斡旋	ボランティアの養成、登録、派遣斡旋をします。	福祉政策課	社会福祉協議会
ガイドヘルパーネットワークの充実	視覚障害者や重度の肢体不自由児等の移動を支援するため、ガイドヘルパーを派遣します。また、遠距離移動の際に、目的地でガイドヘルパーを確保できるよう情報提供を行い、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課	県 市町村
あきたスギッチファンドに対する支援	地域課題の解決のためボランティア団体や市民活動団体が行う活動に助成するあきたスギッチファンドを支援します。	地域活力創造課	特定非営利活動法人あきたスギッチファンド

## (2) 相談支援体制の整備

### 【目指すべき施策の方向】

- 住民の抱える各種心配ごとや悩みごとの相談に対しては、最初の相談窓口で適切な助言が受けられるよう、福祉の総合相談窓口を設置するとともに、関係専門機関との連携を強化します。
- バリアフリーコーディネーターを中心とした、相談支援体制を支援します。
- 住宅や介護福祉機器についての相談助言や、修理・フィッティングのできる総合展示場の設置について検討します。
- 住宅改修に対しては、建築、福祉・医療関係者が連携してあたるよう、体制を充実します。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
福祉相談センターにおける総合的な相談業務の実施	高齢者、障害者、児童、女性の福祉及び県民の精神保健に関する相談に応じます。また、補装具の交付、修理などの相談に応じ、障害者福祉の増進を図ります。	福祉政策課 障害福祉課	県
バリアフリーコーディネーターの活動支援（再掲）	生活関連施設のバリアフリー化を進めるため技術、経費、意識等多面的な視野から指導できる人材を養成するとともに、地域での相談活動等を支援します。	福祉政策課	県
高齢者総合相談センター・地域包括支援センターの相談機能の充実	高齢者及び家族等の抱える各種心配ごとや悩みごとに対して相談に応じ、高齢者福祉の増進を図ります。	長寿社会課	県 市町村
建築住宅センターの充実	バリアフリー住宅をはじめ、住宅に関する相談や情報提供を行います。	建築住宅課	県

### (3) バリアフリー推進のための人材の養成

#### 【目指すべき施策の方向】

- コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターなどを養成し、地域に根ざした福祉活動が展開できるよう支援します。
- 情報の入手が困難な人に対して情報を提供するため、点訳・朗読ボランティア、手話通訳者、要約筆記員等を養成します。

#### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
コミュニティソーシャルワーカーの養成	地域において福祉を総合的に展開するため、新たなサービスの開発や、必要なサービスの総合的提供や調整などを行う専門的知識を有する者を養成します。	福祉政策課	県社会福祉協議会
ボランティアコーディネーター養成と機能強化	市町村社会福祉協議会のボランティア担当者等を対象に、相談プログラムの開発等に総合的に対応できる専門知識・技術の習得を目指すための研修会を開催します。また、養成したコーディネーターの資質向上とネットワークづくりを目指したフォローアップ研修を開催します。	福祉政策課	県社会福祉協議会
朗読ボランティアや手話通訳者等の養成	視覚障害者等のコミュニケーションを円滑に推進するため、朗読ボランティアや手話通訳者等を養成します。	障害福祉課	県市町村

#### (4) 高齢者や障害のある人等の就業の促進

##### 【目指すべき施策の方向】

- 雇用優良事業所表彰等を通じた県民への意識啓発を行います。
- 地域の障害者雇用の拠点である、障害者就業・生活支援センターを充実し、福祉と雇用の一体的な就職支援を行います。
- 企業や民間教育訓練機関などの委託先を活用した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職を促進します。
- 雇用労働アドバイザーの事業所訪問の機会を通じ、助成制度の紹介や雇用の要請や開拓を行うことにより、高齢者・障害者の雇用を促進します。
- 一般就労の機会に恵まれない人でも社会参加を通じて自己実現ができるよう、就労移行・就労継続支援施設等における訓練等を実施します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
障害者雇用サポートセンターの設置	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団へ委託して、障害者就業・生活支援センターの移行を目指します。	雇用労働政策課	社会福祉法人
職業訓練の活用	民間教育訓練機関や企業等に委託して、職業訓練を実施します。	雇用労働政策課	県
職場適応訓練制度の活用	事業主に委託して障害者の職場適応訓練を行います。	雇用労働政策課	事業者
雇用労働アドバイザーの活用	事業所訪問の機会を通じ、助成制度や雇用要請等を行います。	雇用労働政策課	県
就労移行・就労継続支援施設における訓練等の実施	障害者自らの意欲や能力に応じて働くことができるよう一般就労に向けて必要な知識、能力を育むための支援を行うとともに、企業での雇用が困難な者に就労の機会や生産活動の場を提供します。	障害福祉課	社会福祉法人等
障害者地域生活支援事業の実施	障害のある人の自立の促進等のため、地域生活支援事業において、生活訓練や社会適応訓練、スポーツレクリエーション、創作活動などを実施します。	障害福祉課	県市町村

<p>●上記主な施策の数値目標</p> <p>平成23年度2,700</p> <p>平成24年度2,750</p> <p>平成25年度2,800</p> <p>平成26年度2,850</p> <p>平成27年度2,900</p>	<p>○目標数値＝障害者雇用数（累計）</p> <p>○平成21年度実績＝2,513</p> <p>○目標値の考え方</p> <p>民間及び自治体（教育委員会等）の法定雇用率を達成し、また、県全体の障害者雇用の促進を図るため、年間で50人の障害者雇用者数の増加を目標とする。</p>
--	---

## IV 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田

### 1 雪のバリアを解消するために

秋田は、1年のおよそ4ヶ月が雪の季節となります。

雪のバリアとは、積雪が、歩道の通行や点字ブロックの活用、車いすの利用を困難にし、バスや電車の運行、バス停の利用等、交通機関に障害となるため外出に支障をきたすこと、除排雪などが高齢者や障害のある人等にとって大きな負担になることをいいます。

ここでは、誰もが冬でも安心してまちに出られるよう、住民と行政が協力しあってすすめる、秋田のまちづくりの促進について取り上げます。

#### (1)冬でも安心して歩けるまちづくり

##### 【目指すべき施策の方向】

- 「県除雪計画」にもとづき、生活路線を優先した除排雪、歩道の除雪をすすめるほか、消・融雪施設等の計画的整備を推進します。
- 道路除排雪作業の円滑化、道路交通の安全のため、交通関係団体、町内会等の活動や各種マスメディアなどを通じ、路上駐車自粛について啓発を行います。
- 関係機関と連携して市町村の「雪みち計画」の推進を支援します。

##### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
除排雪や消・融雪施設の整備	冬期間の安全で快適な生活を確保するため、機動的な道路の除排雪を行うとともに、消・融雪施設等を整備します。	道路課	県
●上記施策の数値目標	○目標数値＝消・融雪道路の整備（km） ○平成21年度実績＝200 ○目標値の考え方 公共事業費削減等の財政的な課題を勘案し、計画最終年度までに予定整備路線の完成を目指す。 なお、既存施設の補修や更新については、引き続き実施していく。		
小型除雪機の提供	歩道等の除雪を支援するため、市町村に対し小型除雪機を提供して冬期の通学路等、歩行者空間の確保及び冬期バリアの軽減等を図ります。	道路課	市町村
市町村「雪みち計画」への支援	道路管理者、市町村及び地元関係者等からなる協議会を設置し、市街地等における幹線道路の歩道を中心に冬期間確保すべき歩道のネットワークを選定し、歩道除雪、住民協力等の冬期歩行者空間確保のための計画を策定します。	道路課	市町村

## (2) 積雪期の安全な生活

### 【目指すべき施策の方向】

- 地区や町内会、ボランティア団体などが自主的に行う高齢者や障害者世帯などの住宅の雪下ろし、出入り口や自宅周りの除排雪活動について支援します。
- ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など、自力での除雪が困難な世帯の除雪などについて支援します。
- 屋根の雪下ろしを担う人材・企業・団体の情報を提供する相談窓口の機能の充実を図ります。
- 高齢者や障害のある人などの、雪に親しむ機会を増やすため、お祭りや小正月行事、スポーツレクリエーションに参加できるよう、ボランティアの協力体制等の環境整備に努めます。

### 【主な施策】

施策	内容	主担当課	実施主体
除雪ボランティア活動の充実・支援	市町村社会福祉協議会を通じて、除雪ボランティアの掘り起こしを実施して、登録者の増加を図ります。	福祉政策課	県 市町村 市町村社会福祉協議会 ボランティア団体
冬期の生活の場として活用が可能な施設の整備に関する支援	冬期間等における在宅生活に不安のある高齢者が、安心して健康で自立した生活を送ることができる、小規模多機能型居宅介護事業所の設置を支援します。	長寿社会課	市町村

## 第5章 これからのバリアフリーの推進に向けて

バリアフリー社会の形成のためには、引き続き、県民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割を分担しながら協働で進めていくことが必要です。

### 【県民への期待】

#### (1) ノーマライゼーション理念の理解

バリアフリー社会の形成は、県民が安全で、快適な日常生活を送るため、とても重要な課題です。そのため、県民自身が、人へのやさしさを持ち、障害の有無、性別等に関わらず、すべての人が同じように生活し活動できる地域社会を目指すノーマライゼーション理念の理解を深めていただくことを期待します。

#### (2) 人を思いやる気持ちの醸成

7つの分野のバリアフリーの中でも、「県民一人ひとりが人を思いやる気持ちを持つこと」（こころのバリアフリー）がもっとも基本的で重要なものです。

このため、相手の立場に立って考えられる思いやりのある心を育むことが大切です。また、日常生活を安全におくるためには、高齢者や障害のある人などが利用する施設、設備の利便性を妨げないことを期待します。

例えば、車いす駐車場への不適正利用や、通路への自転車の放置やはみ出しなど、高齢者や障害のある人の行動の妨げとなる行為をしないことや点字ブロックの上に自転車や立て看板等の障害物を置かないようにするなど、視覚に障害のある人等の行動の妨げとなる行為をしないことなどです。

#### (3) まずはできることから行動

県民の皆さんには、まずは、身近なところで、できることから活動を始めることを期待します。

特に、県民一人ひとりが行政や事業者などに対し、問題点の指摘や改善に向けた建設的な提案という形で生の声を伝えることは、バリアフリーを推進していく上で、とても大きな力になります。

また、学校や地域における疑似体験の実施、高齢者や障害のある人の世帯などへの間口除雪ボランティア活動に参加することなど、県民一人ひとりが自分の問題としてバリアフリー推進のための活動を開始し、活動の輪が町内会や老人クラブ等による団体活動へ広がることを期待します。

#### (4) 団体活動への期待

県民のニーズが多様化・高度化する中で、ボランティア団体やNPO法人などの民間団体は、バリアフリー社会を支える新しい担い手として、その役割は特に重要になってきております。特に、バリアフリー社会の形成の推進については、①ユニバーサルデザインの普及、②活動のネットワーク化、③コミュニティビジネス等地域のニーズに対応した活動の実施、④行政・事業者への県民の声の伝達や改善に向けての具体的な提案などの活動をきめ細かく行っていくことを期待します。

また、活動に当たっては、より多くの個人、事業者、他の団体などとの連携・協働関係を築くことにより、バリアフリー社会の形成に関する民間活動の中心的な担い手の一つとして、その役割を十分に果たしていくことを期待します。

さらに、この基本計画の趣旨や内容を十分に理解し、民間団体の立場から、県、市町村や事業者などの取組みに対して積極的に協力していただくことを期待します。

## 【事業者への期待】

### (1) バリアフリーへの理解

バリアフリー社会の形成のためには、民間事業者の取組みが重要です。

こうしたことから、事業者は、事業を展開するにあたって、高齢者や障害のある人等について理解を深めていただき、主体的に施設のバリアフリー整備や接客などのサービスの向上に努めていただくとともに、県の施策に協力していただくことを期待します。

### (2) 主に取組みを期待したい事項

(ハード面)

○生活関連施設を新築、新設、増築、改築する場合は、整備基準を守っていただくことを期待します。

○既存の生活関連施設について、できる限り整備基準に適合するよう改善に配慮していただくことを期待します。

(ソフト面)

○高齢者や障害のある人の加齢や特性に応じたコミュニケーション手段についての理解を深めていただくことを期待します。

○従業員に対しては、事業所内教育を行い、待遇や安全に配慮した案内表示等の必要性について理解を深めていただくことを期待します

### (3) 個別事項

事業者の役割は、業種によって異なることから、それぞれの事業とバリアフリー社会とのかかわりに配慮し、創意工夫をもって取り組むことを期待します。

#### ① 公共交通事業者

高齢者や障害のある人等が円滑に移動するためには、公共交通機関の役割が重要であるため、平成18年にはバリアフリー新法が施行されております。

この法律で、旅客施設、鉄道やバスの車両等について、バリアフリー化のために必要な措置を講じることが義務付けられております。

(ハード面)

○鉄道駅等の旅客施設へのエレベーター、エスカレーター等の新設、車両等の新規導入にあたっては、バリアフリー新法に定める移動円滑化基準を守っていただくことを期待します。

- 既存の事業用の旅客施設や車両等については、移動円滑化基準に適合するよう努めていただくことを期待します。
  - 主要な鉄道駅等に点字・音声案内機能を有する自動券売機を設置していただくことを期待します。
- (ソフト面)
- 主要な鉄道駅等などに手話のできる係員の配置や係員に障害のある人等への接し方の講習会の実施のほか、乗り場、行き先案内などが直ちに分かるように、情報内容を充実していただくことを期待します。

## **② 情報通信、放送事業者**

日常生活を営む上で、欠かせないもののひとつに情報・コミュニケーションの分野があります。

関係事業者は、さまざまな情報の提供や視覚・聴覚に障害のある人が円滑なコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の整備や情報伝達方法の充実などを図っていただくことを期待します。

(ハード面)

- 情報通信事業者は、高齢者や障害のある人等をはじめ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの情報通信機器類の商品開発に努めていただくことを期待します。

(ソフト面)

- 放送事業者は、さまざまな情報を適切に提供できるよう、文字放送、手話を付した放送などの放送時間を拡充していただくことを期待します。

## **③ 宿泊事業者**

旅行者にとってホテル・旅館などの宿泊施設の快適さは欠かせないものです。宿泊事業者は、すべての旅行者が快適に秋田に滞在でき、旅行できるよう施設の整備を図るとともに、接遇にも配慮していただくことを期待します。

(ハード面)

- 宿泊施設の整備にあたっては、県バリアフリー条例の整備基準を守っていただくことを期待します。

(ソフト面)

- 高齢者や障害のある人等に対し、災害や病気等の緊急時にも十分対応できるよう接客係員を適正に配置するとともに、全ての従業員に障害のある人等への接遇の講習会を実施するなど、ソフト面を充実していただくことを期待します。

#### **④ 設計者・施工者**

誰にでも利用しやすい整備基準に適合した施設づくりを進めるためには、施設づくりに携わる設計者・施工者の役割は特に重要です。

(ハード面)

○設計者は、県の施設整備基準へ適合させるとともに、設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聞くなど誰もが利用しやすい施設整備に配慮していただくことを期待します。

○施工者は、生活関連施設の工事の実施にあたり、施設整備基準の内容をよく理解し、施工していただくことを期待します。

(ソフト面)

○設計者・施工者は、県や市町村が実施するバリアフリー関係の講習会などに積極的に参加するなど、その知識と技術の向上に努めていただくことを期待します。

○設計者は、建築主に対し、生活関連施設について施設整備基準に適合するよう説明し、理解を得るよう努めていただくことを期待します。

#### **【市町村への期待】**

バリアフリー社会を真に地域に根ざしたものとするためには、地域住民に最も身近な行政機関である市町村の役割が重要です。市町村には県の推進する施策と相互に連携を図りながら、地域の実情に応じ、積極的に取り組んでいくことを期待します。

#### **【県の取組み】**

##### **(1) 推進体制の整備**

県は、市町村と連携し県民、事業者のバリアフリー社会の形成に関する活動を支援するため、バリアフリー社会形成審議会やバリアフリーに関する課題を検討するための組織である庁内連絡会議を設置しております。

なお、バリアフリー社会形成審議会において、県のバリアフリー施策を審議していただき、さらに、審議結果については随時公表して県民の方々から御意見をいただくこととします。

##### **(2) 進行管理**

この計画に基づき、施策を着実に実施していくため、7つのバリアと「雪の克服」への取組みについて、その実施状況を毎年度把握し、進行管理に努めます。

##### **(3) 具体的な取組み**

各分野ごとの「現状」と「課題」を念頭に置き、「目指すべき施策の方向」に則って、「主な施策」を中心に各種事業を積極的に実施していきます。

### **① 県自らが率先して実践**

県は自ら率先して①バリアフリー社会形成の考え方の普及啓発、②各種制度、事業などをバリアフリーの視点で総点検、③県有施設の計画的整備等を進めていきます。

### **② 県民、事業者、市町村の活動への支援**

各種補助・融資制度、技術的支援等による県民、事業者、市町村の主体的な取り組みへの支援をしていくとともに、取り組みの輪を広げていくため、各種ネットワーク活動への支援や各種イベントの開催など、県民、事業者、市町村などの連帯した取り組みを支援していきます。

### **③ 国への働きかけ**

国に対し、バリアフリー社会の形成を推進するために必要な法令、制度などの整備・拡充や規制緩和などを働きかけていきます。

あわせて、バリアフリーを進めるための各種事業の実施などを働きかけていきます。

●第2次基本計画において数値目標を掲げている施策の一覧

区分	目標数値 ※ ( ) 書きは単位	21年度実績値	第2次基本計画期間中における年度ごとの目標値
こ こ ろ	福祉教育副読本活用学校数の割合(%) ・計画12ページ参照	87	H23年度:87 (H24:87, H25:88, H26:89) H27年度:90
	障害児教育就学率(%) ・計画12ページ参照	100	H23年度:100 (H24:100, H25:100, H26:100) H27年度:100
交 通 ・ 移 動	生活路線(バス等)総延長(km) ・計画17ページ参照	3,950	H23年度 3,940 ※現時点では暫定値(H21目標値) であるため、新たに設置予定。
	歩道整備率(%) ・計画18ページ参照	38.1	H23年度:39.0 (H24:39.2, H25:39.4, H26:39.6) H27年度:39.8
	歩道段差解消箇所等率(%) ・計画18ページ参照	75.0	H23年度:78.0 (H24:79.0, H25:80.0, H26:81.0) H27年度:82.0
	視覚障害者用信号機設置数(箇所) ・計画18ページ参照	119	H23年度:121 (H24:122, H25:123, H26:124) H27年度:125
	道路案内標識整備箇所(箇所) ・計画19ページ参照	1,751	H23年度:1,810 (H24:1840, H25:1870, H26:1900) H27年度:1,930
ま ち	県有施設のバリアフリー化率(%) ・計画21ページ参照	37.8	H23年度:43.0 (H24:45.0, H25:47.0, H26:49.0) H27年度:50.0
	バリアフリー適合証の交付(件) ・計画22ページ参照	748	H23年度:1,000 (H24:1100, H25:1200, H26:1300) H27年度:1,400
	都市計画道路整備率(%) ・計画23ページ参照	56.8	H23年度:56.6 (H24:56.7, H25:56.9, H26:56.9) H27年度:57.0
	自主防災組織組織率(%) ・計画24ページ参照	66.9	H23年度:70.0 (H24:72.0, H25:74.0, H26:76.0) H27年度:78.0
社 会	障害者雇用数(人) ・計画33ページ参照	2,513	H23年度:2,700 (H24:2750, H25:2800, H26:2850) H27年度:2,900
雪	消・融雪道路の整備(km) ・計画34ページ参照	200	H23年度:200 (H24:202, H25:202, H26:202) H27年度:202

## 用語解説

### あ

#### ◇秋田県安全・安心まちづくり条例

犯罪が起りにくく、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を県民と一体となって進めるため、平成16年4月1日に施行した県の条例。

#### ◇秋田花まるっ住宅ガイドライン

「誰もが使いやすく、将来も使いやすく、より豊かな暮らしができる住まいづくり」を基本的な考え方として、住宅のあり方について県が示したガイドライン。

#### ◇アクセシビリティ

ウェブページを高齢者や障害者も含め、アクセスした誰もが同様に情報を共有できる状態。

#### ◇STS → STS（スペシャル・トランスポート・サービス）

#### ◇NPO（民間非営利組織）活動

民間団体が行う営利を目的としない自由な社会活動。

#### ◇NPO法人

NPO活動を支援する法律「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、法人格を取得した組織（団体）。

法人化することで、法人名での財産取得や社会的信用が高まることから、行政からの事業委託や寄付金が受けやすくなるなどの利点がある。

#### ◇オストメイト

膀胱又は腸の疾患によりそれらを取り除いた後、排泄物を体外に出すために、人工膀胱、人工肛門を造設している人。

### か

#### ◇ガイドヘルパー

身体に障害のある人の外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。

#### ◇ケアマネージャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じ、適切な介護サービスを利用できるよう介護サービス計画を作成し、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う者。

#### ◇合計特殊出生率

その年次の15～49才までの年令別出生率を合計したもの。

#### ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者・障害者の自立と積極的な社会参加を促すため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、バリアフリーを進めていくことを目的として、平成18年12月に施行された法律。

#### ◇コミュニティバス

地域共同体、若しくは自治体が住民の交通移動手段を確保するために運行するバス。

## さ

### ◇災害時要援護者

高齢者・障害者、外国人、子供、乳幼児、妊婦等の災害時の避難行動に支援を要する在宅の者。

### ◇除雪ボランティア

秋田県ボランティアセンター（秋田県社会福祉協議会内）や各市町村ボランティアセンター（各市町村社会福祉協議会内）へ登録されている高齢者世帯等の除雪支援を行うボランティア。

### ◇身体障害者補助犬法

身体障害者の自立及び社会参加の促進のため、日常生活の補助を行う盲導犬、介助犬及び聴導犬を定めるとともに、不特定かつ多数の者が利用する施設への身体障害者補助犬の同伴について定めている。

### ◇STS（スペシャル・トランスポート・サービス）

障害者や高齢者を対象に、リフトなどを備えた車両で、目的地までドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービス。広義には、小型バスなど相乗りで、定時・定路線の輸送サービスも含まれる。

## た

### ◇地域福祉トータルケア

秋田県社会福祉協議会において、県民が安全に安心して暮らすことを目的として、各市町村社会福祉協議会と連携し、行政・民生児童委員・社会福祉施設・ボランティア等の協力を得ながら様々な地域問題を解決し、地域福祉活動に貢献している事業。

### ◇トーキングエイド

会話や筆談が困難な人のための携帯型コミュニケーション機器。

### ◇冬期歩行者空間確保計画（雪みち計画）

市町村が計画する歩道の除雪計画のこと。

## な

### ◇ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、どのような障害を持つ人であっても、個人として普通に社会に参加し生活が送れるような条件を整えるべきであり、それがあたりまえ（ノーマル）であるという考え方。

### ◇乗り合いタクシー

過疎地等で路線バス機能が十分でない地域や交通空白地帯において、バス路線廃止や減便の代替などの目的で、自治体などが運行している乗合自動車。

## は

### ◇パブリックコメント

行政機関などが意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこと。

### ◇バリアフリーコーディネーター

県が実施した養成研修を受講し、バリアフリーの基本的な考え方や高齢者や障害者等の身体及び心理特性などの建築・福祉・医療に関する基礎知識を取得した方々。

### ◇ボランティア

社会のさまざまな問題や課題に、金銭的対価を求めず、個人の自由な意思によって社会的貢献活動を行うこと、又は行う人。

### ◇ボランティアコーディネーター

ボランティアと高齢者や障害のある人等の間に立って、調整を図る人のこと。

### ◇ボランティア活動協力校

児童・生徒のボランティア活動に対する理解と関心を高めるため、秋田県ボランティアセンターが県内の小学校、中学校、高等学校を対象に指定している。

福祉施設利用者や在宅の高齢者・障害のある人との交流、介護体験等を行っている。

## や

### ◇ユニバーサルデザイン

できるだけ健常者、障害者の区別無く、すべての人に利用しやすいように製品、建物等をデザインすること。

## ◆「秋田県バリアフリー社会の形成に関する第2次基本計画」策定の主な経緯

平成22年5月27日	バリアフリー庁内連絡会議	前期計画の進行管理等
平成22年9月6日	バリアフリー社会形成審議会	基本計画素案の提示及び説明
平成22年10月4日	バリアフリー社会形成審議会	基本計画素案に関する審議
平成22年11月15日	バリアフリー社会形成審議会	基本計画修正素案に関する審議
平成22年12月～平成23年1月（1カ月間）		パブリックコメントの実施
平成23年3月24日	バリアフリー社会形成審議会	基本計画最終案に関する審議
平成23年4月（予定）	第2次基本計画策定	

## ◆秋田県バリアフリー社会形成審議会委員名簿

平成23年 3月現在

氏名	所属等	備考
伊藤 順子	秋田市立大正寺小学校 校長	
伊藤 まり子	秋田県商工会連合会 女性部副会長	
遠藤 三枝子	公募委員	
加藤 正樹	秋田県社会福祉協議会 地域福祉部長	会長職務代理者
佐藤 学	全国脊髄損傷者連合会秋田県支部 事務局長	
菅原 実	秋田放送 取締役報道制作局長	
鈴木 紀子	秋田県観光連盟	
土田 鐘子	秋田建築士会	
照井 康晴	横手市役所 建設部長	
七尾 久夫	秋田県ハイヤー協会 副会長	
森 敦子	秋田バリアフリーネットワーク	
山内 和子	秋田県老人クラブ連合会 監事	
山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	会長
湯瀬 早百合	公募委員	
渡邊 綱一郎	秋田中央交通 専務取締役	

(五十音順)

## ◆秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例のあらまし

平成14年3月29日 秋田県条例第13号

### (1) 目的

高齢者、障害者等を含むすべての県民が、安全な環境で安心して暮らし、活動できる社会の実現を図るため、県、事業者及び県民が一体となって、バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### (2) 責務

県民、事業者及び県が、それぞれの立場でバリアフリー社会の形成に取り組むべき責務を定めています。

### (3) 施策の基本方針

条例の基本方針は、①県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること ②高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること ③高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること です。

### (4) 基本計画の策定

基本方針に基づき基本計画を策定します。基本計画は、①バリアフリー社会の形成に関する目標 ②バリアフリー社会の形成に関する施策の方向 ③バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項 について定めます。

### (5) バリアフリー社会の形成のための施策

積雪への配慮や学校教育の充実、支援活動の促進を図ること、バリアフリー社会への形成に著しい功績のある者に対して表彰すること等を定めています。

### (6) 生活関連施設の整備

病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、官公庁の庁舎、公共交通機関、道路、公園、駐車場等の不特定かつ多数の者が利用する「生活関連施設」を新築等をしようとする者は、当該生活関連施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための「生活関連施設整備基準」を遵守しなければなりません。さらに、公共性の特に高い施設や規模の大きな施設は「特定生活関連施設」として、新築等の際に事前協議や完了届が義務づけられています。

### (7) 勧告、公表

知事は、①協議を行わないで工事に着手したとき ②協議の内容と異なる工事を行ったとき ③指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく、この指導及び助言に従わないとき ④立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき 勧告することがあります。

また、知事は、当該勧告を受けた者が勧告に従わないときは、勧告の内容等を公表することができます。

### (8) 適合証の交付

整備基準に適合する整備を行った生活関連施設については、所有者又は管理者の請求により適合証を交付します。

### (9) 審議会の設置

バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、審議会を設置します。

# 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

平成14年3月29日 秋田県条例第13号

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策(第7条—第17条)

第3章 生活関連施設の整備等

第1節 生活関連施設の整備(第18条—第21条)

第2節 特定生活関連施設の整備(第22条—第28条)

第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備(第29条—第31条)

第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会(第32条—第36条)

第5章 雑則(第37条—第39条)

附則

私たちは、豊かな自然と雪国の風土の中で多彩な文化を培い、共に助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、若者の流出や少子化による人口減少と急速な高齢化に加え、就業構造の変化、核家族化の進行等は人々の意識や価値観に変化をもたらし、地域社会は大きく変わりつつある。

さらに、近年、高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適に生活できる社会を目指すための取組が強く求められてきている。

このような私たちを取り巻く環境の中で、一人ひとりが個人として尊重され、安全に安心して生活を営むことのできる社会を構築するためには、県民が一体となって、様々な障壁を取り除いていく必要がある。

ここに、県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会を形成するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、当該社会の形成に関する基本方針及び施策の基本的な事項を定め、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限等を受ける者をいう。
- 2 バリアフリー社会 高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会をいう。
- 3 生活関連施設 病院、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 4 特定生活関連施設 生活関連施設のうち特に整備が必要な施設で規則で定めるものをいう。
- 5 旅客車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車等で規則で定めるものをいう。
- 6 公共工作物 信号機、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 7 施設等 生活関連施設、旅客車両等、公共工作物及び住宅をいう。

### (県の責務)

第3条 県は、市町村と連携し、事業者及び県民の協力を得て、バリアフリー社会の形成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、県民の意見を聴き、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、バリアフリー社会の形成のために自ら設置し、又は管理する施設等の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

### (県民の責務)

第5条 県民は、バリアフリー社会の形成に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等のために整備された施設等、物品又はサービスの高齢者、障害者等による利用を妨げないようにしなければならない。

### (県、事業者及び県民の連携)

第6条 県、事業者及び県民は、バリアフリー社会の形成に関するそれぞれの責務を自覚し、連携してバリアフリー社会の形成に努めるものとする。

## 第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策

---

### (基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成に取り組むものとする。

- 1 県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること。
- 2 高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること。
- 3 高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること。

### (基本計画の策定)

第8条 知事は、前条の基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 1 バリアフリー社会の形成に関する目標
  - 2 バリアフリー社会の形成に関する施策の方向
  - 3 前2号に掲げるもののほか、バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項
- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### (積雪への配慮)

第9条 県は、積雪地域であることに配慮して、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう除雪、防雪等の措置を構ずるように努めるものとする。

### (安全の確保)

第10条 県は、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

### (啓発活動)

第11条 県は、事業者及び県民に対し、バリアフリー社会の形成に関する理解を深め、自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

### (情報の提供等)

第12条 県は、バリアフリー社会の形成に関する情報を収集し、適時に、事業者及び県民に提供するものとする。

- 2 県は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活に関する情報を円滑に活用することができる手段の確保に努めるものとする。

### (学校教育の充実等)

第13条 県は、児童及び生徒がバリアフリー社会の形成に関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむよう教育の充実に努めるものとする。

- 2 県は、事業者及び県民がバリアフリー社会の形成に関する活動に取り組むことができるよう学習の機会の提供に努めるものとする。
- 3 県は、バリアフリー社会の形成に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

### (支援活動の促進)

第14条 県は、バリアフリー社会の形成に関し、ボランティア活動その他の県民による支援活動を促進するための施策を推進するものとする。

### (調査等の促進及び成果の普及)

第15条 県は、バリアフリー社会を形成するため、施設等、物品及びサービスに係る調査、研究及び技術開発を促進するとともに、これらの成果の普及を図るものとする。

### (技術的援助等)

第16条 県は、バリアフリー社会の形成に関する施策の推進上必要があると認めるときは、事業者及び県民に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

### (表彰)

第17条 知事は、バリアフリー社会の形成に著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

## 第3章 生活関連施設の整備等

---

### 第1節 生活関連施設の整備

#### (整備基準の策定)

第18条 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他知事が必要と認めるものについて、生活関連施設の種類及び規模に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第19条 生活関連施設の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。)をいう。以下同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設(当該新築等に係る部分に限る。)について整備基準を遵守しなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事由により整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 生活関連施設を所有し、又は管理する者(以下「生活関連施設所有者等」という。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるように努めなければならない。

(維持保全)

第20条 生活関連施設所有者等は、整備基準に適合している部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第21条 生活関連施設所有者等は、規則で定めるところにより、知事に対し、その所有し、又は管理する生活関連施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第2節 特定生活関連施設の整備

(協議)

第22条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画(整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。)について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第23条 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第24条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該特定生活関連施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第25条 知事は、前条及び次条(第四項を除く。)から第28条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第26条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が第22条第1項の規定による協議をすることなく当該新築等の工事に着手したときは、その者に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第22条第1項の規定により協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第22条第2項又は第24条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく、当該指導及び助言に従わないときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者に対し、立入調査に应付すべきことを勧告することができる。

(公表)

第27条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定生活関連施設に関する報告等)

第28条 知事は、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準への適合の状況について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備

(旅客車両等の整備)

第29条 旅客車両等を所有し、又は管理する者は、当該旅客車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるとする。

(公共工作物の整備)

第30条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第31条 県民は、その所有する住宅について、居住者の身体機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

## 第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会

---

(設置及び所掌事務)

第32条 知事の諮問に応じ、バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県バリアフリー社会形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、バリアフリー社会の形成に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第34条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

---

(国等に関する特例)

第37条 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして規則で定めるもの(以下「国等」という。)については、第3章第2節の規定は、適用しない。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があった場合において必要があると認めるときは、国等に対し、整備基準に適合させることその他の必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(市町村の条例との関係)

第38条 生活関連施設に関し、市町村の条例により、この条例の規定による整備と同等以上の整備が行われると知事が認めるときは、当該生活関連施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない。

(規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条、第4章及び附則第3項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第22条第1項の規定は、この条例の施行の日前に新築等の工事に着手した者については、適用しない。

## ◆秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則のあらまし

平成14年11月29日 秋田県規則第67号

### (1) 趣旨

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めています。

### (2) 生活関連施設

不特定かつ多数の者が利用する施設として、病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、官公庁舎、公共交通機関、道路、公園、駐車場等の生活関連施設を5種類28項目に分類し、定めています。

### (3) 生活関連施設整備基準

高齢者、障害者等が円滑に生活関連施設を利用できるようにするための基準として、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等不特定かつ多数の者が利用する部分の構造及び整備についての整備基準を定めています。

### (4) 特定生活関連施設

生活関連施設のうち特に整備を促進することが必要な施設として、知事に対する新築等の協議を要する特定生活関連施設を定めています。

### (5) 新築等の協議

特定生活関連施設の新築等（変更を含む。）の内容の協議書を定めています。

### (6) 身分証明書

特定生活関連施設に立入り、調査又は質問を行う職員の身分を示す身分証明書を定めています。

### (7) 適合証

生活関連施設が生活関連施設整備基準に適合していることを証する適合証とその交付申請書を定めています。

## ○条例の整備対象施設(生活関連施設)

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第2条第3項で定める生活関連施設は、次のとおりです。なお、そのうち、第2条第4項で定める新築等の際、知事に届け出を要するもの(特定生活関連施設)は右の欄のとおりです。

### 1 建築物

区 分	生活関連施設	特定生活関連施設
1 医療施設	病院、診療所、薬局など	すべてのもの
2 興行施設	興行場	100㎡以上
3 集会施設	公会堂、冠婚葬祭施設、集会場など	すべてのもの
4 展示施設	自動車展示場など	100㎡以上
5 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	100㎡以上
6 宿泊施設	旅館、ホテルなど	100㎡以上
7 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべてのもの
8 運動施設	体育館、水泳プール、スポーツの練習場など	すべてのもの
9 遊技施設	遊技場、ぱちんこ屋、場外馬券場など	100㎡以上
10 文化施設	図書館、公民館、博物館など	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	100㎡以上
12 飲食店	飲食店、喫茶店	100㎡以上
13 理容所等	理容所、美容所	すべてのもの
14 サービス業を営む店舗	銀行、給油所、コインランドリーなど	100㎡以上
15 自動車車庫	不特定かつ多数の者の利用に供される自動車車庫	500㎡以上
16 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
17 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべてのもの
18 公益事業の営業所	郵便局、ガス・電気・電話の事業所など	すべてのもの
19 学校等	学校、専修学校、自動車教習所など	すべてのもの
20 共同住宅等	共同住宅、寄宿舍	2,000㎡以上
21 事務所	事務所(サービス業を営む店舗を除く)	2,000㎡以上
22 工場	工場その他これに類するもの	2,000㎡以上
23 火葬場	火葬場	すべてのもの
24 複合施設	1の項からから23の項までに掲げる2以上の生活関連施設で構成される施設	当該生活関連施設を構成する施設の1以上が、特定生活関連施設であるもの

備考 複合施設を構成する生活関連施設は、それぞれ独立した生活関連施設として条例、及びこの規則の適用があるものとする。

## 2 公共交通機関の施設

区 分	生活関連施設	特定生活関連施設
公共交通機関の施設	停車場、バスターミナル、港湾 法第2条第5項第7号に規定する旅客施設、空港など	すべてのもの

## 3 道路

区 分	生活関連施設	特定生活関連施設
道路	一般の公共の用に供する道路(自動車のみ交通の用に供するものを除く。)	歩道等又は立体横断施設を有するもので、国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区(その面積が10,000平方メートル以上のものに限る。以下同じ。)又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域(その面積が10,000平方メートル以上のものに限る。以下同じ。)内に設置するもの

## 4 公園等

区 分	生活関連施設	特定生活関連施設
公園等	公園、緑地、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの(当該施設内にある建築物である施設を除く。)	国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域内に設置するもの

## 5 路外駐車場

区 分	生活関連施設	特定生活関連施設
路外駐車場	不特定かつ多数の者の用に供される駐車場(建築物である施設及び機械式駐車場を除く。)	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で同法第12条の規定により届け出なければならないもの及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

## ○条例の整備基準(生活関連施設整備基準)

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第18条第1項で定める「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準」で「規則で定めるもの」の概要は、次のとおりです。(整備基準の抜粋のため、詳細は施設整備マニュアル等を御覧ください。)

	主な整備項目	主な整備の内容
建築物	1 出入口	玄関ドアの幅は90cm以上、内部ドアの幅は80cm以上、ドアの前後の床面は平坦で段差を設けない等
	2 廊下等	幅は140cm以上、滑りにくい床仕上、高低差があれば傾斜路等を設置、傾斜路の勾配は1/12以下等
	3 階段	両側に手すりを設置、回り段を設けない、滑りにくく識別しやすい段、点字ブロックの設置等
	4 エレベーター	2階以上で用途面積2,000㎡以上に設置、出入口の幅は80cm以上、操作ボタンの位置と点字表示等
	5 便所	1以上の便所に車いす使用者が利用可能な広さの便所を設置、手すり付き床置き式小便器、腰掛け便座、用途面積2,000㎡以上にベビーチェアを1以上設置等
	6 駐車場	幅350cm以上の車いす使用者用スペースの確保等
	7 敷地内の通路	路面は滑りにくい仕上げ、グレーチングの穴の構造、幅員は140cm以上、誘導用ブロックの設置、傾斜路の勾配は1/20以下等
	8 観覧席及び客席	固定客席のある場合の車いす用客席の確保
	9 客室(宿泊施設)	用途面積2,000㎡以上に車いす使用者が円滑に利用できる客室を設置
	10 浴室等	空間の確保、手すりの設置等
	11 授乳おむつ替えの場所	用途面積2,000㎡以上の集会施設等に1以上設置
	12 案内板等	設置の場合は高齢者等が見やすく理解しやすいもの等
公共交通機関の施設	1 移動円滑化経路	公共用通路と車両等の乗降口との間に高齢者、障害者の円滑な通行のための経路を設ける
	2 階段	手すりの設置等
	3 案内設備	車両の運行に関する情報を知らせる装置の設置
	4 便所	車いす等誰もが利用できる便所、手すり付き床置き式小便器、腰掛け便座、ベビーチェア
	5 乗車券販売所等	段を設けない等
	6 休憩設備	段を設けない等
	7 改札口	幅の確保、床の水平
	8 乗降場等	滑りにくい床面の仕上、防護柵等
道路	1 歩道等	幅の確保、勾配、段差等
	2 立体横断施設	幅に確保、手すり、誘導用ブロック等
公園等	1 出入口	幅の確保、誘導用ブロック等
	2 園路	幅の確保、勾配、滑りにくい仕上げ等
	3 その他	傾斜路の構造、便所の構造、案内表示、駐車場
路外駐車場	1 車いす使用者用駐車施設	駐車場法により届出が必要な路外駐車場について、車いす使用者用の駐車スペースを1以上設置

**秋田県健康福祉部福祉政策課**

**〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1**

**TEL018-860-1316 FAX018-860-3814**